

第四節 三類の強敵

科文 1 2 1 2

如説修行の人には必ず三類の怨讐来ることを示す

本文

其上眞実法華經の如説修行の行者の師弟檀那とならんには、三類の敵人決定せり。されば此經を聴聞し始めん日より思ひ定むべし。況滅度後の大難三類甚しかるべしと。

現代語訳

(このように師弟ともに凡夫であるだけでなく)そのうえ、眞実の教え、法華經の如説修行の行者には(法華經の行者を迫害する)三種類の敵人が必ず(その前に現れ、ご弘通を妨害するために襲いかかることが)決まっているのです。

だから、この法華經の教えを聞いて(入信し、ご信心ご奉公を)始めるときから思い定めなくてなりません。「いわんや滅度の後においてをや」(すなわち徳の高いこと、この上ないみ仏のご在世の時代ですら怨嫉が起こっているのに、ましてやみ仏のなくなられた後の悪世、末法ではなおさら法華經の行者を苦しめるであろうと予言されている)三類の強敵による大難が非常に厳しいものであると。

解説

ちょうど、ここに開導聖人は次のように御指南されています。

如説修行抄の行者の眞実不眞実の事。云。其上 眞実法華經の行者の師弟檀那とならんには、三類の敵人決定せり。されば此經を聴聞し始めん日より思ひ定むべし、眞不と、三類と、思定の三義を述る。

(行者眞不辨解談 扇全十一 十八頁)

と、修行抄のここの箇所は

「眞不」……つまり眞実の行か、そうでないか。

「三類」……すなわち三類の強敵。

「思定」……つまり法華經の行者として法難に出値うことを覚悟して、決して何があっても退転しないことを誓うという思い定めとの三つのことについて述べられたものであるとされています。

真不 真実の行者、不真実の行者

これらの怨嫉や法難を受けることはみずからが真実の法華經の行者である証拠、逆に言えば、三類の強敵がやって来ないなら、それはまだ、ご奉公が足りないことを物語っているのです。

お祖師様は教機時国抄に

三類の敵人を躰さずんば法華經の行者に非ず。これを躰すは法華經の行者なり。然れば必ず身命を喪はんか。 (昭定二四五)

と、仰せです。

先ほどの御指南の続きに

佛立講は師弟旦那共に真実の行者也。其故は清風は、大津追分のご法難を始として三たび牢に入られ、官に召出されし事度々也。

と、ご自身のご法難の体験こそ、お祖師様や門祖聖人と同様に真実の法華經の行者である証拠とされています。

せめざればむかふかたきもなかりけり

軍の味かた 時をわすれて

(扇全十八巻 三五五頁)

と、御教歌(一六五七)にお示しのとおり、末法という今の時代は三類の強敵との戦いの時であるのに、惰眠を貪っていたのでは向かってくる敵もあろうはずがありません。

今の日本は信教の自由が保障されているので昔のような三類の強敵が現れることはない、ただ自分の心の中の三類の強敵の方が恐いのだとよく、お聞きすることがあります。しかし、それよりも、私達のお教化の姿勢がゆるんできて、波風が立つのを避け、反発を恐れて、下種結縁すら慎重に、慎重にというようなありさまではないでしょうか。教化の対象者を選びに選び抜いて、その結果、ほんのわずかな人にようやく下種するかしないかというようでは教化ができるはずはありません。昔のお話を伺いますと、病院の前に立って見知らぬ人にも声をかけ、ご信心をお勧めしたとのこと。信教の自由が十分保障されていない時代でも、どんどん教化に乗り出した昔の方に比べて私達はぬるま湯につかっているのかもしれない。信教の自由があるから、相手に強制できないから家族にもご信心のことは話さないなどと思い違いしている方はないでしょうか。信教の自由とは、戦前、国家神道が国民に強制されたという事実を反省して、なんぴとも信仰を強制されることがあってはならないということです。それと同時に、信教の自由とはご信心を勧める自由でもあるのです。もちろん、オーム真理教のような常軌を逸した勧め方などは強制と同じですが、そんなことは当宗では昔も今もしておりませんし。相手の方を思い、慈悲の心を持って

穏やかにご信心をお勧めすることは憲法で保障されているのですから、今は実にありがたい時代です。それなのに、ちょっとしたお折伏もできないようでは、もし、信教の自由が限定されていた時代に逆戻りしたら、誰もお教化できなくなってしまわないでしょうか。

どちらかといえば、信教の自由が保障されているのは、この何十年かの特異なあり方で、いつ、この原則が崩れるか実は分かりません。最近の宗教法人法の改正などの動きを見ていると、何かそんな気配を感じるのは筆者一人ではないはずです。

長老の御導師のお話を伺いますと、戦前は御講席を勤めるだけでも、二十人以上の人が集まる場合、届け出をしなくてはならなかったそうです。そんな不自由な環境でも、ひるむことなくご弘通ご奉公されていた先輩教講に見習わなくてはならないと思います。

開導聖人のご法難

では、開導聖人が経験されたご法難はどのようなものだったのでしょうか。

先ほどの御指南に「三たび牢に入れ、官に召出され」と述べられ、また、御教歌に

牢に三たび八度処をば

追出されつゝ立し此講

とあるように、聖人が牢に入れられたご法難は三度、さらにお住まいを逐われることは八度までに及んだのです。

三度の入牢と申しますのは

1、慶応四年七月二十九日、京都六角大宮西の本牢、切支丹の間に入れられたこと。

ここには盗賊や殺人犯などの凶悪犯がおり、ここには一日おられた。当時十二歳の御牧太一郎(後の第四世日教上人)がお供して入牢された。

2、翌七月三十日、揚屋に入牢された前日の本牢よりはましな所で、ここには数人の浪士が捕らえられていた。

3、明治五年六月十日より七月二十一日までの四十二日間、京都府の獄舎に入れられたこと。

以上三度の入牢のご体験で、このうち前の二回は第一次のご法難、いわゆる大津ご法難のさなかのことで、三回目の入牢は第二次のご法難の間のことです。つまり第一次、第二次、第三次のご法難というのと三度の入牢とはピッタリ対応してはいないので、そこが少し紛らわしいところです。

三次にわたるご法難と申しますのは、

第一次ご法難

慶応四年(一八六八年)七月二十八日に起こった大津ご法難

第二次ご法難

明治五年(一八七二年)六月十日に起こった第二のご法難

これは神官、医師、山伏などが時の京都府知事の榎村正直のもとに讒訴した事件。

第三次ご法難

明治八年(一八七五年)春のご法難

主に医師からの訴えで佛立講は医薬を止めているのではないかとの嫌疑で開導聖人が京都府に召喚された事件

以上の三度のご法難を指すのです。

この中には含まれてはいませんが、ご晩年の明治十六年頃から起こった騒動は、やや特異で内側から起こったご法難です。しかし、開導聖人に敵対して離反した退転者達は、やがてほどなく、みな、お罰を頂くという開導聖人のお折伏のとおりとなり、結局はそのほとんどの人が懺悔状を提出して復帰いたしました。

八度にわたって、お住まいを逐われたのは、

- 1 嘉永三年頃
東山西行庵を逐われる。
- 2 嘉永五年頃
新門前、榎本寛蔵の家より。
- 3 嘉永五年頃
綾小路東洞院藤堂哲造の家より。
- 4 嘉永六年頃
蛸薬師のご生家より。
- 5 元治二年二月
大津の御牧家より法花堂へ。
- 6 明治二年
本能寺塔中(寺院内の寺院)の 龍雲院より宿清寺に。
- 7 明治五年七月
入牢の後、龍雲院へ。
- 8 明治十七年二月十一日
宿清寺より麩屋町の法宅へ。

以上の八回ですが、通常の転居ならともかく、逐われて移られるときのご心境はいかばかりであったか、大変な辛酸をなめられたわけです。

三類の強敵 三類の怨讐

御科文に三類の怨讐とあるのは三類の強敵ということと同じです

三類の強敵とは前にも述べたように

- 1 俗衆増上慢(ぞくしゅぞうじょうまん) 一般俗人
- 2 道門増上慢(どうもんぞうじょうまん) 法難を加える僧侶
- 3 僭聖増上慢(せんしょうぞうじょうまん) 世間で崇拜されていながら陰で法難を加える人

の三類で、これらの人々が法華經の行者に対する強敵となって法難を起し、圧迫を加えるというのです。

この中でもっとも手ごわいのは第三番目の僭聖増上慢で、お祖師様は記の八に云く……この三(俗衆、道門、僭聖増上慢)の中には初は忍ぶべく次は前に過ぐ。第三最も甚し。後後は転た識りがたき故に」等云云。

(開目抄 昭定五九一頁)

と妙楽大師の法華文句記を引かれ、第三の僭聖増上慢は「うたた識りがたき故に」と、直接姿を現さず、その実体が分からないので与える危害はもっとも甚だしいと仰せです。

そして、この僭聖増上慢の人は釈尊一代の仏教を知っているようで実はどの教えが大事かも知らず、名声を博していること、聖者ぶることによって法華經の弘通を妨げているとお祖師様は嘆かれています。

そのようすについて、

「身には三衣一鉢(さんねいっぱつ)『必要最小限度の僧侶の所持物、三種の衣と托鉢を受ける鉢一つ』を帯し、或は阿練若(あれんにゃ)『修行するのに適した閑静な処』に身をかくし、或は世間の人にいみじき智者(すばらしい知恵者)と、をもはれて、而も法華經をよくよくしれる由を人に知られなんとして、世間の道俗(出家者と在家者)には三明六通(種々の神通力)の阿羅漢(聖者)のごとく貴まれて法華經を失べしと見へて候。」

(唱法華題目抄 昭定一九二頁)

とお示しです。

また、同書に、この僭聖増上慢の人は一言、言葉を吐けばあたかも如来の金言のごとく思われるくらい尊敬を受けていて、これを利用して法華經の行者を非難して国王や大臣等に向って、この人は邪見の者で、その法門は邪法であるといふらすのであると述べられています。

今は、出家者の発言力や社会的影響は少ないのですが、中世などはかなりのものでした。俗衆増上慢、道門増上慢、僭聖増上慢という順番は影響力の大小によって序列が付けられているようですが、現在では、ほとんど影響力が均衡

化しているようです。

俗衆増上慢の代表としては作家や評論家などが、その役割を担っているようです。生半可な知識で仏教や日蓮聖人を論じてほしくないのですが、世の中にはそういう人が多いのです。司馬遼太郎は、かなり仏教に関しても造詣が深いのですが、ただ法華經のすばらしさは理解できていませんし現証利益は知りません。「空海の風景」という、なかなか、すぐれた作品を残しましたが、ただその中で、伝教大師最澄に関しては偏見を持っており、その説はいただけませんでした。また、日蓮聖人嫌いだそうですが、一般に与える影響は少なからぬものがあります。

また、道門増上慢に当たるものは他宗僧侶ですが、いまはずっと幅が広がって旧仏教系だけでなく新興宗教、新々宗教、外来の諸宗教などの人々で、あまりにも数が多く、多くの人が迷わされている現状は嘆かわしい次第です。特に質が悪いのは、法華系の新興宗教やお祖師様の門下と称してそのみ心を踏み外している団体です。一般の人には当宗との区別ができず、困ったものです。

僭聖増上慢に当たるものはちょっと見あたりません。日本中、世界中から広く尊崇されている有名な仏教家など該当者がいないようです。仏教に限らなければローマ法王などがそれに近い存在でしょう。なにしろ、ローマカトリックには世界戦略があり、そのプログラムにしたがって布教活動を展開していますからなかなかです。

思定

この第一段の思定という言葉が、第五段に出てまいります「打ち定め」、また、第六段の「唱え死に」という言葉とならんで大変重要な修行抄のキーワードであるといわれています。

思定、思い定めとは言うまでもなく、覚悟することです。御法門等でよくお聞きする「決定」という言葉とほとんど同じです。

ひょっとしたら三類の強敵が襲ってくるかもしれないなどという、うまくいけばそんなイヤなことは起こらないで済むだろう、そうあってほしいものなどという考えではなく、一生懸命ご奉公させていただいていたら間違いなく三類の強敵がやってくることを最初から覚悟しなさいということです。

この思い定めについて開導聖人は五重の意味合いがあるとお示しになっています。これによりますと、

第一重

信心の邪魔をするものが私たちの体に巣くっている一身の内の三類の強敵で、それによって「お看経がいや、御講参りがいや、遊惰は好き」という心が起こる。「これにまけじと思ひ定めて」、ついに打ち勝つ人が真実の行者である。

第二重

「今度の一生は無量劫よりの大地微塵の死を捨て御法のために命終んと思ひ定る」

このたび、この御法にお出値いしてご利益を頂き、来世は成仏の果報をいただく身の上とならせてもらいました。計り知れない過去から、無量の生涯を重ねてきて何度も生まれては死にという繰り返しでしたが、今度だけはこの御法のために命を捧げて終わろうという決定する。

第三重

「見かくし聞かくし 与同罪、此等の謗法せぬと思定」

見かくしとは見て見ぬふりをする、聞かくしは聞いて聞かぬふりをするということです。他のご信者が謗法を犯しているのを見過ごす、聞き過ごすということで、それは無慈悲もはなはだしく、自分はそんなことをしていなくてもお折伏しなければ同じ罪を受けるのを与同罪というのです。これらの謗法を犯さないという思い定め。

第四重

「御本尊の外に心をうつさぬやう思定」

とかく、私たちは病気になると日頃、御法門で信心第一、医薬第二などと同じことを忘れて、少しも御宝前にお願ひしたり御供水を頂くことがなくなってしまうことがあります。また、その他にも自分の能力を過信してご信心を忘れたり、社会的地位、財産、若さや体力、その他のものに頼るあまり、ご信心をアクセサリーにしてしまいます。そんなことがないように思い定めること。

第五重

「信は近道。解は遠道也。故に解を捨て信を取ると思定」

信心とは私達の凡夫の智恵を捨てて、仏智をいただき仰いで信ずることです。解とは頭で理解しようとすることで、それでは理外の理である現証ご利益をいただけません。ひたすら信の一字で口唱するよう思い定めること。

(開化要談二 扇全十三 五十八頁)

以上を開導聖人は「如説抄思定の二字」と題されて

この度は思ひ定めつのりの為

しぬるいのちはひとつよりなし

と、お詠みになっています。

さて、謗法厳禁ということは当宗の掟で、今日、神社のお札や神棚を奉安するなどという謗法は考えられません。

しかし、戦前は天皇を現人神として忠誠を尽くすのを国民神道、神祇の神霊

を奉じて祭祀を行うのを神社神道として、これは国民の義務であるという考え方が国家によって押しつけられていました。神社は宗教にあらずなどというのはもってのほかの暴論ないしは事実を歪曲したもので、いかなる角度から見ても神社なり神道は宗教としての要件を備えていると見るのが今日の常識です。それは伊勢神宮であろうと、靖国神社であろうと同じはずです。しかし、近代の国家が法律をもって神社宗教を宗教ではないと規定して、国民に押しつけるとき、これに抵抗することは大変難しくなります。なぜなら、苛烈な処罰、拷問等が待っているからです。異を唱えれば、その人だけでなく、家族まで累を及ぼします。それが宗門の立場であるとなれば一宗一派くらい簡単につぶすほどの強大な権力を行使したでしょうし、また、新興宗教である教派系神道の大本教などは実際に大正から昭和にかけて大弾圧を受けたのです。

昭和十二年秋、軍部ならびに政府当局は各宗に対して皇運扶翼、皇恩報謝の気持ちを披瀝するために、伊勢神宮から授ける天照大神の神札...お札である大麻を奉斎するよう指令を発しました。ほとんどの宗派では、これを受け容れざるをえず、当時の佛立講も同様でした。もちろん、当時のように大麻奉斎をしている佛立寺院は今や一ヶ寺もありません。やはり謗法だからです。

思想の自由、信教の自由が奪われている中で、宗教がどれほどの伝統を誇り、教義や教学理論を持ち信徒を擁していても、近代国家の強大な権力の前にはひとたまりもありません。

こうしてみますと、よほどふだんから思い定めとはどういうことか、謗法とはどういうことか真剣に考えておかないと対処できなくなります。同時に国家が宗教を管理下に置くということほど危険極まりないことは歴史が証明しています。

過去のことはさておいて、これから将来、もし、まったく同様のことが起きたら、そのとき、どうしたらよいのか、皆で考えてみる必要があります。口でいうほど、生やさしくないのが「思い定め」で、お祖師様や開導聖人は実際に時の権力者のためにさんざん、死ぬか生きるかというご苦労をされたことは忘れてはならないことです。